

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本友愛協会（以下「この法人」という。）の定款第34条第5項の規定に基づき、理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

第4条 代表理事を理事長とする。

(理事長)

第5条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副理事長)

第6条 副理事長の職務権限は別表に掲げるほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは理事長の職務を代行する。
- (2) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状

況を理事会に報告する。

(常務理事)

第7条 常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長が定める担当業務を分掌し、執行する。
- (2) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- (3) 理事長又は副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。ただし、代表理事の代表権に係る職務権限を除く。

(代行順序の決定)

第8条 前条第3項に規定する順序については、最初の理事会において決定するものとする。

第3章 補則

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、一般財団法人の設立の登記の日から施行する。(平成22年9月17日第82回理事会決議)

別表【理事の職務権限】

決裁事項			
項目	決済権者		
	理事長	副理事長	常務理事
事業計画及び予算の案の作成に関すること	○		
事業報告及び決算の案の作成に関すること	○		
人事及び給与制度の立案に関すること		○	
重要な使用人以外の者の任用に関すること			○
国外出張に関すること			○
国内出張に関すること			○
契約（書面による）の締結	○		
契約（書面による）金額の範囲内の支出			○
法人の諸規程に基づく支出（旅費交通費等）			○
法人の諸規程に基づく支出以外の支出で、一件につき100万円未満の支出			○
法人の諸規程に基づく支出以外の支出で、一件につき100万円以上の支出		○	
セミナー事業の実施に関すること			○
会費に関すること	○		

職員の教育・研修に関すること			○
渉外に関すること	○		
福利厚生（役員含む）に関すること		○	
金融機関を指定すること		○	
寄附に関すること		○	
訴訟に関すること	○		
外部に対する文書発簡（特に重要なもの）	○		
外部に対する文書発簡（重要なもの）		○	
外部に対する文書発簡（比較的重要なもの）			○